

一般社団法人 国際商業会議所（ICC）日本委員会主催
デジタル貿易最前線
勉強会：ステーブルコインの最新動向（日本版）
～ステーブルコインは貿易決済を変えるか？～

開催報告

【開催の背景】

一般社団法人国際商業会議所日本委員会（ICC Japan）では、過去に2022年の7月および11月にそれぞれウェビナーおよび展示会を、そして2024年12月にデジタル貿易カンファレンスを主催。

一方、2024年の夏には、経済産業省がデジタル貿易 ROADMAP を発表。

そこで、ICC Japan では、ステーブルコインが国際貿易決済にどのように寄与できるかを探るため、ステーブルコインの勉強会を立ち上げることとし、第1回のキック・オフ会合を下記の通り開催した。

【概要】

タイトル	デジタル貿易カンファレンス：ステーブルコイン勉強会 第2弾
日時	2025年11月7日（金）15:00～16:00
開催場所	ZOOM によるオンライン勉強会
参加者	ICC 日本委員会会員企業・団体の皆様、および声をかけた非会員企業 参加登録 40 社、オンライン参加者 38 名、アンケート回答 12 名（8 社）
参加費	無料
プログラム	● 「ステーブルコインを用いた企業間の国際送金の実証に向けて」説明 TOKI FZCO 代表 石川 大紀 氏 ● 意見交換
講演概要	次ページならびに添付プレゼン資料参照
アンケート結果のポイント （回答数 12 名）	・勉強会については参考になったとの回答が 11 名で好評 ・一方、ステーブルコインの運用に関する理解は広がっておらず、ユースケースの検討にまでにはいたっていない。（個別面談について：関心がある 1 名、内容次第 6 名、関心無し 5 名） ・ステーブルコインの勉強会については具体的な内容での継続開催を希望する声が多い テーマの希望：基礎的な内容（3 名）、ユースケース・他社の取り組み事例（2 名）、今後の拡がり（貿易決済、クロスボーダー決済等）（1 名）、ウォレットについて（1 名）、越境 EC（関税、リスク）・電子商取引について（2 名）、ステーブルコインの不便な点（1 名）

【Datachain 石川氏の講演概要】

1) Datachain の紹介：

- ステーブルコインによる**資金決済に必要な技術領域を開発**するスタートアップ。2018 年設立
- 3 つの主なプロジェクトを実施
 - ・ Project Pax : **SWIFT、API** を経由したステーブルコインによる**クロスボーダー決済**
 - ・ Project Trinity : **証券決済と連動**したステーブルコインの運用
 - ・ Multiple Stablecoins : 2025 年 11 月に **3 メガバンク共同**で発行されたステーブルコインの運用 (ステーブルコイン自体のチェーン間移転)
- その他の取り組み
 - ・ 自社の基幹技術を活用したサービス (TOKI)
 - ・ 銀行、NTT DATA (船荷証券との決済)、SORAMITSU (カンボジアの CBDC)、米国企業他との共同によるユースケースの実証実験

2) ステーブルコイン (以下 SC) とは

- 価値が安定**：暗号資産と違い、法定通貨を担保とするため、価値が安定し交換が保証される。
- 急速に普及**：現在のトランザクション規模は 20 兆円、2028 年には 400 兆円と試算 (法定通貨の 10%)。各国の中央銀行や主要機関が**クロスボーダー決済を中心に**取り組んでいる。
- 3 つのタイプ**：日本では、資金決済法 (2023 年 6 月施行) に基づき以下 3 タイプがある
 - ① **預金型デジタルマネー**：銀行預金を裏付けとする。安全だが預金と同じ制約を受ける
 - ② **資金移動型デジタルマネー**：資金移動業ライセンス取得は容易だが、貸し倒れリスクがある。上限 100 万円 (保有、決済、償還金額において) の制約がある。
 - ③ **信託型 SC**：共同発行が可能 (3 メガ共同 SC もこれ)。信用リスクを分散でき柔軟性が高い。

3) ステーブルコインを用いた“企業間送金について

- SC の最大の利点は、**低コストで即時送金が可能**になること。
 - ・ **国際送金**で有効。貿易保証では関連システムのデジタル化が必要 (EB/L 等)。
 - ・ デジタル通貨のトレードオフとして、「ウォレット管理が必要」・「プライバシーが保てない (誰でも履歴閲覧が可能)」・「デジタル決済で暗号資産と交換されてしまう可能性」がある。
- SC による送金の仕組み
 - ・ **ブロックチェーン**による共通台帳 (送金履歴等の改竄が不可能) で即時着金が可能になる。

4) 次のステップ

- USA、シンガポール、香港が進んでおり、日本は EU と同レベル。韓国が追いつけている。
 - 日本でユースケースを創出し、**ルール作りで APEC をリード**することが利便性を高める上で重要。
-

【質疑応答】

1) 国際送金を SC で行う際の受取人の必要情報は？

A) 技術的には、受取人を識別するためのウォレットアドレス、チェーン、トークン種別。コンプライアンスのため送金人情報（法人名、住所、どの事業者経由か等）が求められる。

2) 事業法人がクロスボーダー取引で SC を使う場合、事業法人と銀行間で SC 決済に関するインタフェースが必要か

A) 銀行が、銀行間決済のためインタフェースを作る動きもある。企業間の場合、独自ウォレットが必要になる。

3) SC は、通貨供給量ないし通貨発行量の制約を受けるのか。SC 発行量の日銀への届け出が必要か

A) 裏付け資産があれば発行量の制限はない。日銀には少なくとも年 1 回、監査法人による監査報告が必要。詳細は弁護士に確認が必要。

海外の SC を日本で持つ場合には、日本国内にも裏付け資産が必要（ダブルリザーブド）

4) プログラブルペイメント（※事務局注：事前設定による自動支払のこと）で複数の同一通貨建て口座の残高を閾値として「残高が〇〇となれば、ウォレットから〇〇送金する」等の設定は可能か

A)可能。プログラムによりさまざまな条件設定が可能になる。

5) 犯罪収益移転防止法への対応におけるトラベル・ルールについてどのような技術的実装がされるのか

A) 技術的には、ブロックチェーン上に個人情報載せるのではなく、事業者間で暗号化したメッセージをオフチェーンでやり取りするしくみになっており、国際的な標準フォーマット（IVMS101）を使用。現在は、TRUST や TRP など複数のネットワークが相互接続を進めており、SC にも同様の仕組みが適用される想定。一方、ユースケースにより課せられる要件は今後の検討課題。

5-1) オフチェーンでやり取りされる場合、オンチェーンで閲覧できるのは、アドレスだけか？

A) オンチェーン上で閲覧できるのはアドレスと金額のみ。国際的なトラストでは、銀行間で暗号化された掲示板を共有し、暗号カギを持った人だけが経由事業者を閲覧できる仕組みが整いつつある。

6) SC の利用には、両者間での合意が必要であり、普及におけるハードルになるのでは

A) そのとおりであり、ユーザー企業のニーズをくみ上げて利便性を高める必要がある。

7) SC が安全なのはなぜか

A)改竄できないブロックチェーン上で取引されるから。改竄しようとしても莫大なコストがかかる。

8) SC で送金する場合、新たな銀行口座を開くようなイメージなのか

A)銀行を経由する場合、既存口座に紐づいたインタフェースが作成されると思われるが、企業間で送金する場合は（KYC プロセス、ALM プロセスを無視して考えれば）Web ブラウザ上で作成するだけで送金できる。ブロックチェーンにおける秘密カギ（署名となる）で解凍するとウォレットに自動接続される。

